



別紙

国自整第94号
平成16年9月28日

経済産業省製造産業局
自動車課長 永塚 誠一 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課長 内藤 政彦

自動車リサイクル法施行に伴う自動車所有者に対する広報の徹底依頼について

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」（平成14年法律第87号）の本格施行として、第2号施行（預託義務）が来年1月1日から、第3号施行（預託確認義務）が2月1日から施行されることとなっています。

本制度では、自動車リサイクルに係る各関係者の役割分担が明確になっていますが、このうち最も重要な役割を担うのは自動車所有者（ユーザー）であり、特に、今後3ヵ年にわたって実施される約7,400万台にのぼる既販車ユーザーに係るリサイクル料金の預託は、本制度の円滑な実施に不可欠であると認識しています。

また、継続検査時に既販車のリサイクル料金の預託収受、預託確認の実務を担う自動車分解整備事業者（以下、整備事業者という。）も極めて重要な役割を担うこととなっていますが、現在、各地方の整備事業者からは、自動車所有者（ユーザー）が本制度のスキームを確実に理解して、法律施行後の継続検査時にリサイクル料金を支払い、預託してくれるのか等、本制度の施行に伴う問い合わせ及び自動車所有者（ユーザー）への本制度の周知具合に関して不安の声が多数寄せられています。

本年10月以降、順次、貴省及び（財）自動車リサイクル促進センター等が主体となって本格的な広報活動が開始されると聞いているところですが、数ヶ月前に迫った施行を前に、自動車所有者（ユーザー）が本制度を十分理解し、整備事業者によるリサイクル料金収受の現場において、ユーザーの理解不足などによる混乱がおきないよう本制度の広範な周知徹底について遺漏なきよう積極的な広報に努められるよう重ねてお願ひします。